

各 位

会社名 株式会社 CARTA HOLDINGS

代表者名 代表取締役 社長執行役員兼 CEO 宇佐美 進典

(コード番号:3688 東証プライム)

問合せ先 取締役 執行役員 CFO 永岡 英則

(Tel 03-4577-1453)

(URL. https://cartaholdings.co.jp/)

## 株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年10月15日付プレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年10月15日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年11月14日から2025年12月7日まで整理銘柄に指定された後、2025年12月8日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

## 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025年10月15日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率当社株式について、2,240,251株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数25,300,349株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数25,300,360 株

- (注) 当社は、2025年10月15日開催の取締役会決議において、2025年12月9日付で、当社が所有する自己株式611株(2025年10月14日時点で当社が所有する自己株式の全部)を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」には、当社半期報告書に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(25,300,971株)から、当該消却予定の自己株式数(611株)を控除した株式数を記載しております。
- 動力発生後における発行済株式総数11 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数44 株
- ① 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金 銭の額
  - i 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正も含みます。以下同じ。)第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年12月8日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得たうえで、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 9 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である 2,100 円を乗じた額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

- ii 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 株式会社 NTT ドコモ
- iii 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を現預金で確保しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2025 年 8 月 14 日時点の公開買付者の預金残高に係る同月 15 日付残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、同日以降、1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

iv 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年12月中旬を目途に会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、 それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 9 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、当該変更の内容の詳細は、2025 年 10 月 15 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該 定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 12 月 10 日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案「株式併合の件」を原案どおりご承認いただき、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法 第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は44株に減少することとなります。かかる 点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を 変更するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第6条(単元株式数)及び第7条(単元未満株主の権利制限)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び電通グループのみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第10条(基準日)及び第13条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年11月14日(金)
整理銘柄指定日	2025年11月14日(金)
当社株式の最終売買日	2025年12月5日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2025年12月8日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2025年12月10日(水)(予定)

以 上